

# Vol.70 / 新春号

令和3年(2021年)2月1日発行  
(年3回7・11・2月発行)

ひ

ま

## 日農工会報



### 年頭所感

日農工会長

経済産業省 製造産業局長・産業機械課長

農林水産省 技術普及課長

農業技術革新工学研究センター所長



### みどりの食料システム戦略について



### 食品用器具・容器包装の ポジティブリスト制度について



### 新社長の紹介

わ

り



長崎県「長崎ランタンフェスティバル」

CONTENTS

■ 年頭挨拶

◆ 年頭のご挨拶（一般社団法人日本農業機械工業会会长 木股昌俊）	1
◆ 年頭所感（経済産業省製造産業局長 藤木俊光）	3
◆ 年頭所感（経済産業省製造産業局産業機械課長 玉井優子）	5
◆ 年頭所感（農林水産省生産局技術普及課長 今野聰）	6
◆ 年頭所感（農業技術革新工学研究センター所長 小林研）	8

■ 新型コロナウイルス感染症の“いま”

厚生労働省・新型コロナウイルス感染症対策推進室	9
-------------------------	---

■ フォトギャラリー

.....	13
-------	----

■ 健康相談

.....	14
-------	----

■ みどりの食料システム戦略について

農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室長 吉田剛	15
------------------------------	----

■ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について

.....	16
-------	----

■ 日農工だより

.....	21
-------	----

■ 除雪機による事故を防ごう!

.....	22
-------	----

■ 新社長の紹介

株式会社丸山製作所 社長 内山剛治	24
-------------------	----

## 年頭のご挨拶

木股 昌俊

一般社団法人日本農業機械工業会 会長



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、お健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。また、平素より日農工にお寄せいただいております皆様方のご支援とご厚情に厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、我が国のみならず世界の経済が大打撃を受けました。

昨年11月の内閣府・月例経済報告によりますと我が国の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とされており、昨年初旬まで続いた戦後最長の景気拡大から一転して縮小に転じ、コロナ禍においてもようやく回復の兆しが見えてきた状況となっています。

海外に目を向けると、米国では米国第一主義を唱えたトランプ大統領から国際協調を唱えるバイデン大統領への政権交代により、今後の通商・外交政策も大きく変化するとみられるところから、今後も注視が必要な状況です。

我が国では、農業部門における担い手の不足や高齢化による農業構造の急速な変化に対応するため、農作物の生産体制の再構築が求められている状況です。

こうした中、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする「スマート農業」の実用化と現場への導入が着実に進みつつあり、ロボット農機をはじめとする農業機械の高度化に期待が集まっています。さらに、今後は複数の農業機械・機器及びシステムの間で相互にデータ連携し、一つのシステムで一元的にデータ管理をするためのオープンAPIの構築が求められています。

日農工といたしましても、スマート農業、オープンAPIの推進を通じて日本農業や担い手の支援に努めて参りたいと存じます。

農業生産につきまして、令和2年産水稻は、北海道、東北、北陸では順調に生育し作柄が

平年を上回った一方、その他の地域では、登熟期において日照不足となったことから、作況指数は全国平均で99の「平年並み」となりました。

米価につきましては、新型コロナウイルス対策の一環として飲食店の営業自粛が行われたこと等により消費量が減少し、需給が緩和したことから、令和2年産米の11月の全銘柄平均の相対取引価格は、前年比96%、1万5千円に近い水準に低下しています。

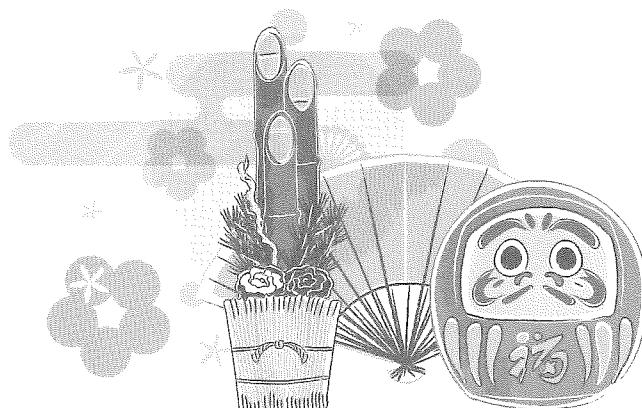
私ども農機業界の状況を日農工統計から見てみると、昨年1月から11月までの累計生産・出荷実績は、生産額が3,607億円と前年同期比86%、出荷額が3,698億円、同87%と前年を下回る実績で推移しました。一昨年度における消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動から、国内向けの出荷額は、2,105億円で83%と減少しております。

農業機械の公道走行に関しましては、日農工として、公道走行分科会の活動をはじめ積極的に対応してきており、一昨年末までに直装タイプ及びエン引タイプの作業機を装着したトラクターの公道走行が可能となりました。その後も、時速15kmを超えて走行できるトラクターと作業機の組合せの検証を進めており、組合せのリストは少しずつ増加しています。この組合せについては、リストをホームページに掲載していますので、ぜひご活用いただければ幸いです。

また、農業者に対する安全意識の啓発や、安全に農業機械をご利用いただくための使い方の周知などについて、行政と協力し、引き続き注力して参りたいと考えております。

足下の状況には、依然として厳しさがありますが、日本の農業が大きく変わろうとするとき、農業機械が「農業者を支えるより頼もしいパートナー」として、生産性向上の要を担い、しっかりと農業の担い手を支える役割を果たしていくよう努めて参りたいと存じます。

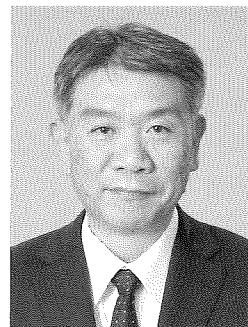
関係各位のご理解・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 年頭所感

藤木俊光

経済産業省製造産業局長



## 【はじめに】

明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症でこれまでにお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、健康面や生活面などで影響を受けておられる方々に、心からお見舞い申し上げます。また、産業界の皆様からは、医療・生活物資の増産など、様々な形で御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

この感染症の拡大という未曾有の危機を乗り越えるため、私たちは生活様式のみならず、産業構造や社会システムを転換させていかなければなりません。ウィズコロナ・ポストコロナの時代に向け、我が国製造業においては、特に、①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」、③サプライチェーンの再構築をはじめとする「レジリエンス」の強化について重点的に取り組んでいく必要があります。

## 【2050 カーボンニュートラルの実現】

まず昨年、我が国は「2050 カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言致しました。

これを実現するためには、エネルギー分野だけでなく、鉄鋼、化学などの産業分野も、革新的なイノベーションを推進し、製造プロセス等を大きく転換させていくことがカギとなります。これを支援するため、昨年は、第3次補正予算案において、重点分野における技術開発・社会実装に向けた取組を10年間に渡り支援する2兆円基金の創設を決定しました。

環境対応は、もはや経済成長の制約ではなく、新たなビジネスチャンスにつながる成長戦略そのものです。昨年末にお示したグリーン成長戦略と、分野ごとの「実行計画」に基づき、産業界の皆様とともに、経済と環境の好循環を実現してまいります。

## 【デジタル社会の実現】

また、デジタル社会の急激な進展への対応も不可欠です。非接触や非対面といった「新たな日常」の実現や、ポストコロナ時代における我が国製造業の国際競争力強化に向けて、この潮流に乗り遅れぬようアクションを起こしていく必要があります。

例えば、自動車産業においては「CASE」と呼ばれる大変革を迎えており、対応を加速していかなければなりません。様々なプレイヤーが、インターネットを通じた情報と車の接続、自動走行、シェアリングサービス、電動化などを進めるグローバル競争の中で、我が国の自動車産業が競争力を確保することが重要です。また、MaaSの推進により、少子高齢化といった課題にも対応し、地域・高齢者を含めた移動の自由を確保するためのモビリティサービスの実現にも取り組む必要があります。このため、引き続き、関係省庁とも協力しながら、全国各地の自治体で実証実験を行うなど、地域の交通の課題をMaaSで解決する取組を進めてまいります。

ロボットやドローンを取り巻く環境も大きく変化しています。これまででは、主に工場の生産性向上のためにロボットが導入されてきましたが、コロナ禍を背景とした自動化・省人化・遠隔化のニーズの高まりから、工場のみならず、小売業や物流分野等でのロボットの導入が重要なっています。これを進めるためには、ユーザー側がロボットを導入しやすい環境、いわゆる「ロボットフレンドリー」な環境を構築することが必要です。また、ドローンは、人手不足の課題を抱えるインフラ点検や離島物流、災害への対応などで、急速に利活用が進んでいます。これをさらに後押しすべく、地域と連携した実証を進めるとともに、セキュリティの確保された安全安心なドローンの普及を進めてまいります。さらに、「空飛ぶクルマ」についても、2023年の事業開始、2025年の大阪

関西万博での活用を目標に、制度整備や社会実装を進めてまいります。

さらに、個々の製造現場においても、デジタル化の重要性はますます高まっています。新型コロナウイルス感染症だけでなく、世界各地での地政学的リスクや自然災害等、サプライチェーン寸断を引き起こす不確実性が高まる中、こうした不測の事態に柔軟・迅速に対応するダイナミック・ケイパビリティ(企業変革力)の強化が喫緊の課題です。近い将来、製造業においても5G等の無線通信技術の本格活用が見込まれる中、生産ラインの柔軟性を高めることで、仮に不測の事態が生じた際にも製品の増産や代替生産等を可能とすべく、研究開発をはじめとした取組を進めてまいります。

### 【サプライチェーンの強靭化】

また、今回のコロナ禍では、生産拠点の集中度が高い製品や、国民が健康な生活を行う上で重要な製品などのサプライチェーンの脆弱性が顕在化しました。

これを踏まえ、サプライチェーン強靭化のため、令和2年度1次補正及び予備費において国内投資促進事業費補助金を約3,000億円措置し、既に約200件の取組の支援を決定しております。これに加えて、第3次補正予算案では、約2,000億円の追加措置を閣議決定致しました。これにより、サプライチェーンの一層の強靭化を進めてまいります。

さらに、米中対立を背景とした、米国による輸出管理強化の動きや、昨年12月1日に施行された中国の輸出管理法も注視しなければなりません。自社のサプライチェーン上のリスクを把握するなど、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをお願いいたします。仮にサプライチェーンが不当に分断されるようなことがあれば、経済産業省が前面に立って産業界の皆様をサポートしてまいります。

### 【下請等取引適正化】

また、サプライチェーン全体での取引適正化や、取引条件の改善も重要な課題です。2016年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」に従い、昨年は、型管理問題や働き方改革に伴うしづ寄せ防止などの取組を精力的に進めてまいりました。具体的には、2月に「素形材産業取引適正化委員会」を設置し、「素形材産業取引ガイドライン」の改正案や普及のための対応策などについて議論を行いました。また、5月には「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、取引先との

新たな連携や望ましい取引習慣を遵守することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入し、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。産業界の皆様には、引き続き「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表していただけるよう、改めて御協力のほどお願い申し上げます。

### 【福島】

福島の復興は経済産業省の最重要課題です。昨年9月には「福島イノベーション・コースト構想」の中核となる福島ロボットテストフィールドの開所式が執り行われました。福島ロボットテストフィールドは、ドローンの飛行試験や災害ロボットの実証実験を行える場としてニーズが高く、全施設が併用開始されてから研究棟には福島県内外から20の企業・大学等が入居され、既に260件の実証試験が行われております。福島ロボットテストフィールドが立地する地域は、ロボット産業との関わりが深い、機械加工産業が盛んな地域として知られており、福島ロボットテストフィールドが地域の新たな雇用や地元企業の取引拡大を生み出し、新たな産業を育む拠点となることを期待しています。

### 【通商】

また、昨年、我が国は8年間の交渉を終え、RCEPに署名しました。これにより、世界全体のGDP及び貿易総額の約3割を占める巨大な自由貿易圏が成立することになります。また、日英EPAにも署名し、英国のEU離脱後、日EU・EPAに代わるものとして、日英間のビジネスの継続性が確保されました。これからも自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく国際経済体制を主導する役割を果たしてまいります。

### 【おわりに】

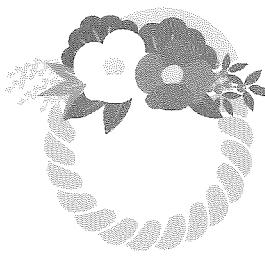
新型コロナウイルス感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録し、「新たな日常」への模索が続くなど、我々は多くの課題に直面しています。こうした中、今年は延期された東京オリンピック・パラリンピックが予定されています。人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証しとして、また東日本大震災から復興しつつある姿を世界に発信する場としてこれが開催できるよう、私自身も皆様とともに全力を尽くしてまいります。

最後に、産業界の皆様の益々の御発展と、本年が素晴らしい年となることを祈念して、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 年頭所感

玉井 優子

経済産業省製造産業局産業機械課長



令和3年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスが全世界に激震をもたらした一年でした。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、健康面や生活面などで影響を受けておられる方々に、心からお見舞い申し上げます。また、産業界の皆様からは、医療・生活物資の増産など、様々な形で貢献いただきおり、改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

この未曾有の危機を乗り越えるため、私たちは、生活様式のみならず、産業構造や社会システムを転換させていかなければなりません。これは大変なことであると同時に、大きなチャンスでもあります。特に、「グリーン社会」への転換、「デジタル化」、サプライチェーンの再構築をはじめとする「レジリエンス」の強化について重点的に取り組んでいく必要があります。

昨年、我が国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言致しました。「グリーン成長戦略」に基づき、洋上風力産業、水素産業、自動車・蓄電池産業などの各分野での取組に加えて、各分野を支える産業機械・装置についても取組を進めていく必要があります。世界でも、先進国を中心に多くの国や地域がカーボンニュートラルの旗を掲げて動き出しています。カーボンニュートラルの実現は、経済成長の制約ではなく、むしろ成長戦略そのものです。あらゆる政策を総動員し、経済と環境の好循環を実現してまいります。

また、デジタル社会の急激な進展への対応も不可欠です。非接触や非対面といった「新たな日常」の拡大や、地政学的リスクや自然災害等の不確実性の高まりに対応し、我が国製造業の国際競争力を強化する観点からも、デジタル技術は一つの重要なツールです。

産業機械業界においては、昨年、様々なデジタル技術を活用した動きが見られました。製造現場へのロボット導入やIT活用による工場の自動化や遠隔監視の導入の加速に加え、立ち会いや据え付け業務のオンライン化、遠隔での機械の保守・予防保全サービスの提供、オンライン・ショールームやウェブ展示会の展開など、新たな可能性が拡がりました。

また、近い将来、製造現場においても、5G等の通信技術の本格活用も見込まれます。生産ラインの柔軟性を高め、仮に不測の事態が生じた場合にも、製品の増産や代替生産等を容易にする可能性が拡大します。これを実現すべく、研究開発をはじめとした取組を進めてまいります。

さらに、コロナ禍を背景とした自動化・遠隔化へのニーズは、ロボットやドローンを取り巻く環境も大きく変化させています。従来の工場の人手不足や生産性向上に対応したロボット等のデジタル技術の活用のみならず、物流や小売業等でのロボット導入や、インフラ点検や離島物流、災害対応でのドローン活用など、新たな技術の活用の場が拡大しています。より豊かな社会を実現していくためにも、ロボットを導入しやすい環境の構築や、セキュリティの確保されたドローンの普及を

進めてまいります。また、「空飛ぶクルマ」についても、2025年の大阪関西万博での活用を目標に、制度整備や社会実装を進めてまいります。

今回のコロナ禍では、サプライチェーンの脆弱性が顕在化しました。第3次補正予算案で閣議決定された国内投資促進の補助金を活用し、生産拠点の集中度が高い製品などのサプライチェーン強靭化を進めてまいります。

さらに、米中の技術覇権争いを背景とした輸出管理の動向も注視が必要です。産業界の皆様に、タイムリーに情報を発信してまいりたいと思います。産業界の皆様におかれましては、自社のサプライチェーン上のリスクの把握など、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをお願いいたします。仮に、サプライチェーンが不当に分断されるようなことがあれば、経済産業省が前面に立って産業界の皆様をサポートしてまいります。

福島の復興は、継続して経済産業省の最重要課題の一つです。昨年、「福島イノベーション・コスト構想」の中核となる福島ロボットテストフィールドが全面開所致しました。地域の新たな雇用や取引拡大につながり、ロボット産業・ドローン産業を育む拠点となることを期待しております。

日本の製造業は、急速に変化し続ける環境の中で、複雑で困難な課題に多く直面しています。しかし、それらに果敢に取り組みイノベーションを続けることで、成長を続けられると確信しております。引き続き、皆様の現場の生の声をお伺いし、それを政策に活かしていきたいと考えております。

本年が、皆様にとって素晴らしい1年となることを祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭所感

今野 聰

農林水産省生産局技術普及課長



令和3年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人日本農業機械工業会の会員の皆様方におかれましては、農業機械の生産・流通や生産技術の開発・普及等、農業全般にわたる幅広い分野に亘り御尽力いただき、我が国農業を後押ししていただいております。改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国農業は、人口減少に伴うマーケットの

縮小や、農業者の減少・高齢化の進行など、厳しい状況に直面しています。我が国の農業を若者が自らの将来を託すことのできる産業としていくとともに、その生産基盤を次の世代に確実に継承していかなければなりません。

他方で、昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、農業分野や食品産業分野におきまして、需要の減少や価格の下落などの大きな影響が発生し

ました。また、食料輸出国による輸出規制や、一部の品目で欠品が発生したことなどを受け、国民の皆様から、食料の安定供給に対し強い関心が寄せられました。

農林水産省においては、こうした状況に対し、国民の皆様への食料の安定供給を最優先に、影響を緩和し、生産を継続していただくための対策を実施しています。また、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会における食料需要の変化や、場所を問わない働き方の進展といった社会構造の変化も踏まえつつ、食料安全保障の更なる強化と食料自給率の向上、さらには、農業の所得の向上や農村の活性化に全力で取り組んでいるところです。

また、農業の生産性向上に向けて、ロボット、AI、IoT、ドローンなどの先端技術は、生産基盤の強化への貢献が期待されており、スマート農業の推進に向けた技術開発や現場実装の促進、スマート技術等を用いた農業支援サービスの育成を進めることとしています。

加えて、農業を魅力ある職業していくためには、働く場として安全性が確保されていることも重要です。扱い手の生命と経営を守るため、農業機械の安全性の向上をはじめとする農作業安全対策についても、今後、更なる対策の強化が必要であると考えています。

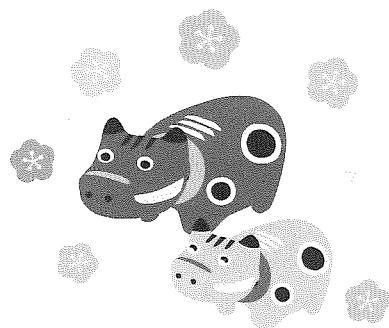
一方、政府全体の方針として、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に注力していくこととしており、先の臨時国会において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す」ことを宣言いたしました。

積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換の下、昨年12月に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」においても、カーボンニュートラルに向けた新技術の開発やグリーン社会の実現のための国民のライフスタイルの転換等を積極的に進めるとの方向性が打ち出されています。

農林水産省においても、SDGsや環境の重要性の高まりに対応していくため、我が国の食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として、「みどりの食料システム戦略」の策定を進めています。環境と調和した持続的な産業基盤の構築は、国産品の評価向上を通じ、輸出拡大にもつながるものと考えております。

一般社団法人日本農業機械工業会の会員の皆様方におかれましては、環境と調和して経済活動を営むことが今後益々重要となることを踏まえ、新たに策定する戦略の実現に向けた積極的な取組をお願いいたします。

最後に、本年も、農林水産行政と農業資材関係施策について、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々の御健勝と御活躍を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。



# 年頭所感

小林 研

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
農業技術革新工学研究センター所長



新年あけましておめでとうございます。

皆様には日頃から私ども農研機構農業技術革新工学研究センターにおける研究開発及び安全性検査等業務の推進に対し、多大なご支援・ご協力をいただきておりますこと、厚く御礼申し上げます。

現在、農研機構は、農業・食品分野に係るSociety 5.0の深化と浸透を目標として、「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」・「スマート農業加速化実証プロジェクト」(以下、「実証プロジェクト」と略す)や戦略的イノベーション創造プログラム第2期(SIP II)など、各種プロジェクト研究や産学官連携による共同研究への積極的な取組を通して本格的なスマート農業の普及拡大に向けた研究開発を進めています。また、農研機構では、AIの農業への活用を強力に進めるためにAI研究用スーパーコンピューター「紫峰」を導入し、農業データ連携基盤(WAGRI)とともに活用しつつ、徹底的なアプリケーション指向の農業AI研究を推進することとしています。

とりわけ、一昨年度から開始した上記実証プロジェクトでは、148カ所の実証グループにおいて一貫した形での実証試験が行われ、データの収集・解析が進められています。本プロジェクトにおいて、慣行作業と比較した場合の作業時間についての省力効果として①ロボットトラクターと有人トラクターの2台協調による耕起作業ではオペレーター1人当たり平均で30%削減、②直進アシスト田植機による移植作業では平均14%削減、③ドローンによる農薬散布作業では平均で81%削減というデータが得られています。一方で、生産現場からは「スマート農機の利用方法が十分に習得できない」、「スマート農機の不具合」等の意見が挙げられ、併せてスマート農機導入によるコスト低減に加えて、経営規模に応じた適正スペックの機械導入指針の策定、シェアリングなど効率的な運用方法及び場条件の改善や通信環

境の整備等の検討が引き続き必要と考えます。

当センターでは、前述の農研機構における方針に沿ってスマート農業技術やAI研究の開発・普及を推進するとともに、現場ニーズに対応した研究開発、農作業安全研究、OECD、ANTAMなど国際規格への対応、安全性検査業務等を実施しています。

現場ニーズに対応する研究開発については、農業機械技術クラスター事業において民間企業、公設試及び農研機構内研究センターなどの幅広い参画によるコンソーシアムを組み、技術の開発の促進及び成果の社会実装に向けて鋭意取り組んでおります。農作業安全研究においては、これまでの死亡事故事例のみならず負傷事故事例も含めたデータ収集・解析を進め、機械側、使用者側の安全対策に加え、環境整備面からのアプローチを行うことにより農作業事故減少に向けた取組を進めます。国際規格においては、これまでの既存のトラクターの試験方法に加え、今後市販化が進むであろうロボット農機、電動トラクターについてOECDサブワーキンググループに参加し、先行している日本での試験方法を提案するなど積極的な関与を推進しています。検査業務では、従前の型式検査、安全鑑定に代わる安全性検査を実施しており、既存の機械のみならず近年市販化されましたロボットトラクターをはじめとするロボット・自動化農機検査を通じ、安全な農業機械の普及を進めたいと考えております。

当センターをはじめ農研機構での研究開発成果の社会実装、農作業安全研究及び安全性検査による農作業事故防止については、日本農業機械工業会及び会員の皆様のご理解、ご協力があつてこそ実現できるものと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本年が貴会及び貴会会員の皆様にとって実り多き一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症の“いま”

令和2年12月 厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の発生をさらに抑えるためには、1人ひとりが最新の知識を身につけて正しく対策を行うことが何よりも重要です。

新型コロナウイルス感染症に関する現在の状況とこれまでに得られた科学的知見について、新たにとりまとめた「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」(2020年12月25日時点)より抜粋してご紹介します。

## Q 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

## 30歳代と比較した場合の各年代の重症化率

年代	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
重症化率	0.5倍	0.2倍	0.3倍	1倍	4倍	10倍	25倍	47倍	71倍	78倍

※「重症化率」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例(無症状を含む)のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例または死亡した症例の割合。

## 重症化のリスクとなる基礎疾患

**慢性腎臓病**      **慢性閉塞性肺疾患(COPD)**      **糖尿病**

**高血圧**      **心血管疾患**      **肥満(BMI 30以上)**

※妊婦、喫煙歴なども重症化しやすいかは明らかでないが注意が必要。

出典:京都大学西浦教授提供データ及び新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4.1版に基づき厚生労働省にて作成

## Q 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させてしまう可能性がある期間はいつまでですか。

A 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7～10日間程度とされています。\*

また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。

このため、新型コロナウイルス感染症と診断された人は、症状がなくとも、不要・不急の外出を控えるなど感染防止に努める必要があります。

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4.1版より

## Q 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させていますか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの人は他の人に感染させていないと考えられています。

このため、感染防護なしに3密（密閉・密集・密接）の環境で多くの人と接するなどによって1人の感染者が何人もの人に感染させてしまうことがなければ、新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができます。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用することなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないように行動することが大切です。

※マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。（布マスクを感染者が着用した場合に60-80%減少し、感染者と接する人が着用した場合に20-40%減少。）

Ueki, H., Furusawa, Y., Iwatsuki-Horimoto, K., Imai, M., Kabata, H., Nishimura, H., & Kawaoka, Y.(2020). Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2.mSphere, 5(5), e00637-20.

## Q 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密（密閉・密集・密接）の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷屋などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



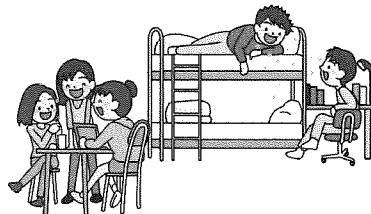
#### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



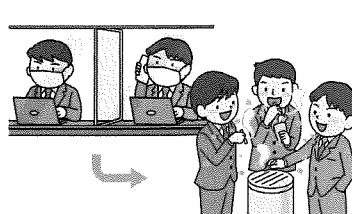
#### 場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



令和2年10月23日 新型コロナウイルス感染症対策分科会

## Q 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

A 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。

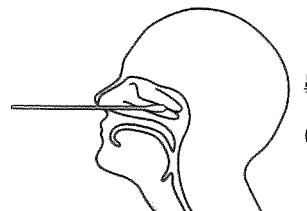
なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

検査の対象者	PCR検査(LAMP法含む)			抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	×
	発症から10日目以降	○	○	×	○	○	×	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
無症状者		○	×	○	○	×	○	×	×

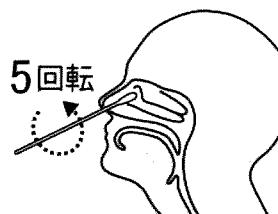
※1 発症2日目から9日目以内に使用

※2 陰性の場合は鼻咽頭PCR検査等を実施

### 検体採取の例 (抗原定性検査、鼻咽頭ぬぐい液と鼻腔ぬぐい液の場合)



鼻咽頭ぬぐい液採取



鼻から綿棒を2cm程度挿入し、  
5回転させ、5秒程度静置  
(自己採取も可)

鼻腔ぬぐい液採取

※図はデンカ株式会社より提供

## Q 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。

A 軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。

呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬(炎症を抑える薬)・抗ウイルス薬<sup>※1</sup>の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがあります<sup>※2</sup>。

こうした治療法の確立もあり、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は低くなっています。発熱や咳などの症状が出たら、まずは身近な医療機関に相談してください。

※1 新型コロナウイルス感染症の治療として承認を受けている抗ウイルス薬として、国内ではレムデシビルがあります。

(12月25日時点)

※2 集中治療を必要とする方または死亡する方の割合は、約1.6% (50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%)

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第41版より抜粋・一部改変

## 入院した症例に対する薬物治療の状況と死亡する割合(COVID-19 レジストリ研究解析結果<sup>※4</sup>)

○6月以降に入院した症例では、6月以前に入院した症例と比べて以下の傾向にある。

- ・特に入院時に重症であった症例において、新型コロナウイルス感染症に適応のあるレムデシビルやステロイド薬の投与割合が増加。
- ・入院時軽症／中等症例・重症例ともに、いずれの年代においても入院後に死亡する割合が低下。

### 入院時軽症／中等症例

		6月5日以前 に入院した症例	6月6日以降 に入院した症例
薬物治療の 状況	レムデシビル <sup>※6</sup>	0.2%	7.0%
	ステロイド薬 (シクロソニドを除く)	4.3%	6.2%
入院後に 死亡する割合	0 - 29 歳	0.0%	0.0%
	30 - 49 歳	0.2%	0.0%
	50 - 69 歳	1.1%	0.0%
	70 歳 -	10.6%	5.8%
	全年齢	2.6%	0.5%

### 入院時重症例<sup>※5</sup>

		6月5日以前 に入院した症例	6月6日以降 に入院した症例
薬物治療の 状況	レムデシビル	0.9%	21.0%
	ステロイド薬 (シクロソニドを除く)	23.1%	39.7%
入院後に 死亡する割合	0 - 29 歳	5.6%	0.0%
	30 - 49 歳	2.2%	0.0%
	50 - 69 歳	10.9%	1.4%
	70 歳 -	31.2%	20.8%
	全年齢	19.4%	10.1%

※4 厚生労働科学研究「COVID-19 に関するレジストリ研究」(研究代表者:大曲貴夫)において、9月4日までにレジストリに登録のあった入院症例を解析。

※5 入院時に酸素投与、人工呼吸器管理、SpO<sub>2</sub> 94%以下、呼吸数 24 回／分以上 のいずれかに該当する場合に入院時重症と分類。

※6 レムデシビルについては、全症例に対する割合ではなく、新型コロナウイルス感染症の治療目的で薬物投与を行った症例の中の割合。

## Q 新型コロナウイルスのワクチンはありますか。いつから打てるようになりますか。

### ○新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発状況について

A 国内・海外で多数の研究開発が精力的に行われており、一部の国においては、緊急的な使用等が認められ、接種が開始されています。

### ○接種の時期について

A 日本国内でも承認申請が行われたワクチンがあり、国内外の臨床試験結果等を踏まえ、承認審査が行われます。審査が終了し承認された場合に、ワクチン接種を希望される方々が速やかに受けて頂けるように、準備に取り組んでいます。

### ○ワクチンの有効性と安全性について

A 一般的に、ワクチンには感染症の発症や重症化を予防する効果があります。

ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は、第3相試験で、開発中のワクチンを投与した人が方が、投与していない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少なかったとの中間結果が得られたと発表しています。

一般的にワクチン接種には、副反応による健康被害が極めて稀ではあるものの、不可避的に発生します。新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応については臨床試験等で確認されているところです。

日本への供給を計画している海外のワクチン<sup>※7</sup>では、現在のところ、重大な安全性の懸念は認められなかったとされています。一方で、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛等の有害事象がみられたことが報告されています。

※ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社、ノバベックス社が開発中のワクチン

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症について : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

# Photo Gallery



福岡県 西村峰利さん

タイトル：晚秋の休日／荒川の渡し船

晩秋の荒川河川敷は風もなく日差しも温かく、東京近郊ですがまだ自然が残っており、川の流れもゆったりとしていました。

コロナ禍ですが密にならないように注意して、自粛続きで溜まったストレスの発散と運動不足を解消することができました。

スコア？ そげんこつ聞いたらイカンばい！

(2020年11月撮影)



タイトル：鬼は外、福は内

今年は丑年。牛の写真ではありませんが、季節感ばっちりの牛柄うさぎの写真ならありました。

以前訪れた『うさぎカフェ』の仲良し姉妹です。

ぴったりくっついて眠る姿に、とても癒されたことをよく覚えています。

コロナが落ち着いたらまた会いに行きたいです。

2年後の卯年には平穏な日々に戻っていますように。  
節分でしっかりと病を退けないといけないですね！

(ひまわり広報部)

## Q：かかとのカサカサが治らない。 水虫の可能性もある？

〈相談者／38歳 女性〉

かかとのカサカサが気になり、保湿するようになっていますが、なかなか治りません。最近、水虫でもかかとがカサカサになると聞いたのですが、どのような症状が現れますか。ちなみに夫は水虫です。

### A: 角質増殖型 足白癬の可能性

#### 専門医で白癬菌がいるか確認を

足の裏の皮膚は乾燥するとカサカサして、かかとがひび割れることもあります。しかし、こうした症状は実は水虫（足白癬）でもしばしばみられます。

水虫を治さず長年放置すると、足の裏全体に波及し、角質増殖型足白癬に移行します。このタイプの水虫では水疱も生じず、かゆみを伴うこともありません。足の裏、とくにかかとの角質層が厚く硬くなります。夏よりも冬に症状が強く出やすいため、単なる加齢に伴う変化や、あかぎれと勘違いされていることが多いようです。そしてほとんどの人が水虫と思わないで放置したり、ご相談者のように保湿クリームを塗ってその場をしのいだりしているのが現状です。

この角質増殖型足白癬は放置すると、爪白癬を引きおこしたり、家族などへの感染源になったりするので、早めの治療が必要です。軽症の場合には、抗真菌薬を根気よく塗ると治ります。角質が

厚い場合には、外から薬を塗っても白癬菌が潜んでいる角質の奥のほうまで届かないため、抗真菌薬を2ヵ月ほど内服するのが一般的な治療です。のんだ薬が角質層の内側から浸透して効き目を發揮するため、確実な効果が得られます。基礎疾患のある人や副作用・併用禁忌などで抗真菌薬を内服できない人には抗真菌薬を塗ってラップで密封する方法や尿素軟こうなどの角質溶解薬との併用もある程度有効です。

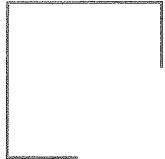
足の裏がカサカサする病気はほかにもあります。確実に診断するためには顕微鏡で白癬菌がいるかを調べる必要があるので、専門医への受診をおすすめします。また、日本人は家ではたいてい素足で生活するため、水虫の同居人がいれば、家庭内で感染する機会が多くなります。家族全員できちんと水虫を治療し、感染源にならないようにすることが大事です。

**角質増殖型足白癬**…表面はカサカサ乾燥して、こするとボロボロ皮がむけ、ひび割れをおこすこともある。

回答者：仲皮フ科クリニック（埼玉県）

院長 なか 仲 わたる 弥 氏





## みどりの食料システム戦略について

農林水産省 生産局 技術普及課  
生産資材対策室長 吉田 剛

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためにには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があります。

このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化や ESG 投資市場の拡大に加え、EU の「ファーム to フォーク戦略」など諸外国が環境や健康に関する戦略を策定し、国際ルールに反映させる動きが見られています。今後、このような SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国として持続可能な食料供給システムを構築し、国内外を主導していくことが急務となっています。

このため、農林水産省では、生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造により、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定することとしました。

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/team1.html>)

この戦略を進めていく上で、農業機械に関する具体的な取組として、例えば、

- ・除草ロボット、群制御型小型ロボット、自動化林業機械等の開発
- ・土壤や生育診断等データに基づく施肥マネジメント技術の開発
- ・農機のシェアリングや作業受託等を行う農業支援サービスの育成・普及
- ・農林業機械・漁船の電化（小型・強靭・低価格な蓄電池等）及び水素化等が期待されるのではないかと考えています。

「みどりの食料システム戦略」の策定に向けて検討していくことは、昨年 12 月 25 日に加藤官房長官を議長として開催された「成長戦略会議」においても、野上農林水産大臣から報告をいたしました。現在、農林水産省において、生産者や食品事業者など関係者の方々から御意見をお伺いしているところであり、こうした御意見も踏まえて、本年 3 月下旬を目途に中間とりまとめを行うこととしており、戦略の詳細や具体的な数値目標等については、関係者との意見交換を踏まえての決定となります。

農業機械業界が今後も発展していくためには、その前提として、我が国の食料供給システムを持続可能なものに変えていくことが不可欠であるとともに、我が国の農業機械が世界のグリーン農業をけん引していくことで、経済と環境の好循環をつくり出していくけるものと考えているところです。

農林水産省においては、今後の農業機械のイノベーションの方向性等について、業界の皆さんと積極的に意見交換させていただきたいと考えております。未来に向けた意欲的な戦略づくりに向けて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、令和2年6月1日より施行されました。

この改正により、食品用器具・容器包装については、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が導入され、同リストの対象物質は、まずは合成樹脂とされました。同制度の主なポイントは次のとおりです。

- ①器具・容器包装を製造する際に使用できる物質をリスト化し、リストに収載された物質でしか器具・容器包装の製造ができない。
- ②ポジティブリストに基づいて器具・容器包装を製造する際は、適正な製造管理（GMP）の考え方に基づいて製造する。
- ③製造あるいは販売、輸入した器具・容器包装は、ポジティブリストに収載された物質を使用して製造しているという「ポジティブリスト適合」の情報を原材料の製造事業者から食品の製造事業者まで情報提供する。

①については、現在、令和2年6月の施行前から使用していた合成樹脂で構成する約3600物質がリスト化されています。まだリスト化されていない物質が多くあることなどを考慮し、2025年5月末までの5年間の経過措置が設けられています。

厚生労働省では、この経過措置期間中にさらにリストに追加する情報を集め、リスト化を完了することとしておりますので、事業者においては、現在使用している原材料が同リストに収載されていない場合は、追加手続きを行い、同リストに収載されれば使用できることになります。

②については、器具・容器包装の製造事業者においては、食品衛生法施行規則で一般衛生管理と適正製造管理を定め、合成樹脂以外の金属やガラス等の全ての製造事業者に対しては一般衛生管理の基準を、さらに合成樹脂製の製造事業者に対しては適正製造管理の基準についても遵守しないといけないとされています。

同省HPに、ガイドラインとガイドラインを踏まえて各事業者団体が作成された手引きが掲載されているのでご参考ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html))

③については、合成樹脂製の器具又は容器包装の販売者、製造者、輸入者は、相手方に対しポジティブリストに適合した旨の説明をしなければならない、という情報提供の義務が定められました。省令では、説明する内容はポジティブリストに適合していることが確認できる情報が、事業者間で情報伝達が必要とされています。伝達する内容は、必ずしも個別の情報を全て開示ではなく、ポジティブリストに適合していることを情報提供することで、その方法については、特段、定められていません。

なお、経過措置期間中における情報伝達は、施行日より前に販売、製造、輸入されている器具又は容器包装と同様のものであることを説明することで、ポジティブリストに適合していると見なされます。

最後に、この度の改正に伴い、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度とは別に、地方自治体が器具及び容器包装の製造事業者を把握する仕組みがないことから、「器具・容器包装事業者の届出制度」が新設されました。これにより、合成樹脂製器具・容器包装の製造事業者は届出が必要になります。届出する内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報といった基本的な情報です。

(対象の可能性のある農業機械)

精米機（コイン精米機）、米選機、粋すり機など。

※同法第4条4項において、「器具とは、飲食器、割ばう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。」と定義。

(ポジティブリスト)

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)

以下、厚生労働省が公表した「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」より、関係する資料を抜粋して掲載します。

出典：「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」  
(厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課)

## 1. 器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入

- 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用することとする。

### 改正前

- 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。

海外で使用が禁止されている物質であっても、直ちに規制はできない



### 改正後(ポジティブリスト制度)

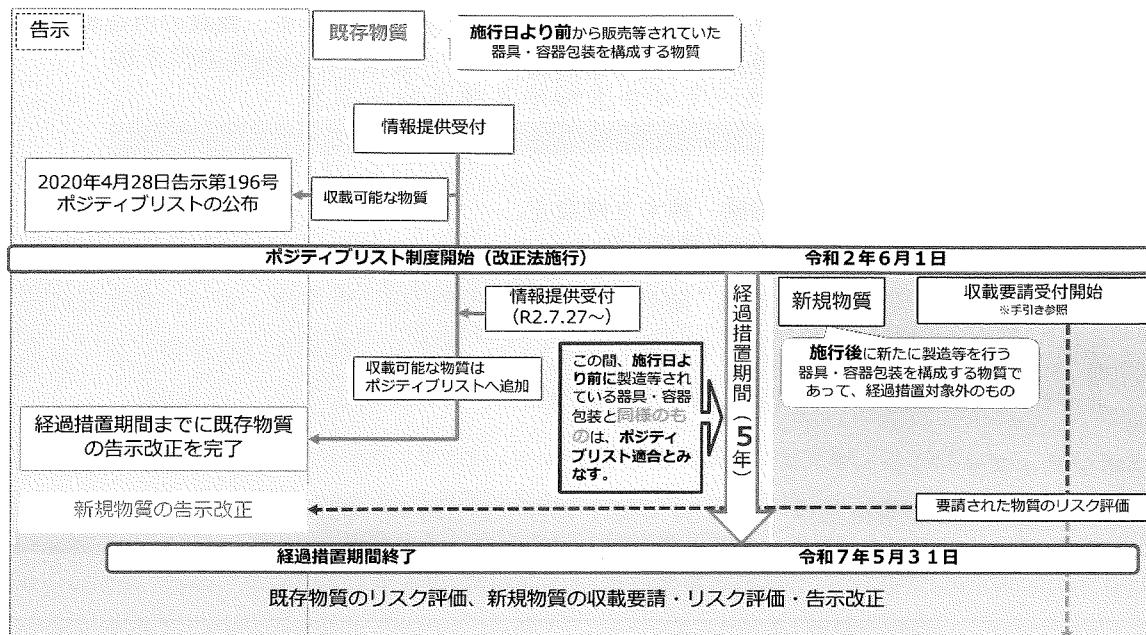
- 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保された(リストに示す規格に適合するもの)のみ使用できる。  
※合成樹脂が対象
- 器具・容器包装製造事業者が遵守すべき製造管理基準を定める。  
※一般衛生管理は全ての製造事業者
- 事業者間の適切な情報伝達を定める。※合成樹脂製が対象

改正前の規制にポジティブリスト制度を上乗せして規制  
(改正前の規制は、引き続き、遵守が必要)

## 2. 食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度

### (1) 改正食品衛生法第18条第3項及び告示370号に基づく制度の概要

#### 改正食品衛生法第18条第3項及び告示370号に基づく制度の概要

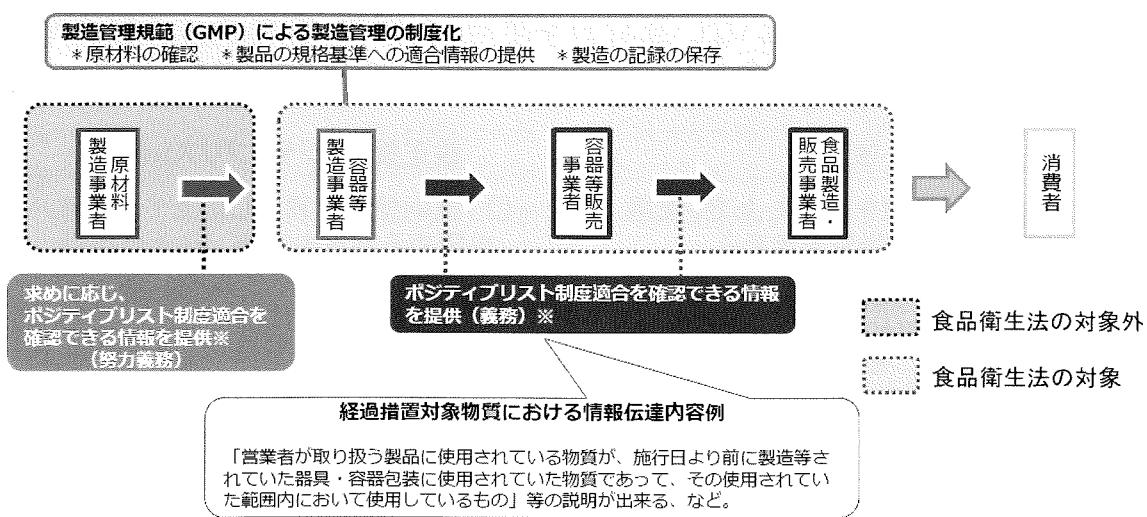


#### 同様のもの の考え方

施行日より前に製造等の実績のある器具・容器包装に使用されていた物質に対し、使用されていた範囲内で使用する場合。

### (2) 改正食品衛生法第50条の3(製造管理)及び4(情報伝達)の概要

#### 改正食品衛生法第50条の3(製造管理)及び4(情報伝達)に基づく運用の実施 (\* 経過措置なし)



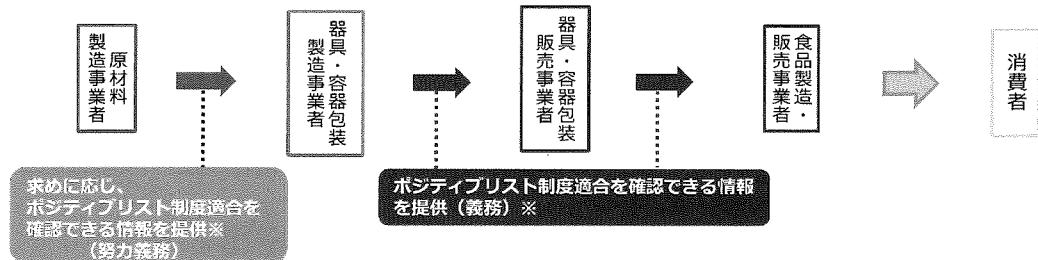
\*情報伝達の手段は特段定めないが、事後的に確認できるものとする。⇒口頭のみはNG

### 3. 事業者間の適切な情報伝達

合成樹脂製の器具又は容器包装並びにその原材料がポジティブリストに適合していることが確認できる情報が、事業者間で伝達されることが必要

#### <情報伝達に関する省令の概要>

- ・ 説明する事項は、説明対象を特定する情報及びポジティブリスト制度に適合していることが確認できる情報
  - ・ 事業者間で情報伝達のための体制を整える
- 
- ・ 営業者間の情報伝達を想定したもの
  - ・ 伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではない
  - ・ 情報を伝達する方法は特段定めないが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要がある(例えば営業者間の契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書等の活用も可能)
  - ・ 経過措置期間中については、当該製品が経過措置の対象であることを説明(方法は特段定めない)することでポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報の伝達に代えることが可能



### 4. 経過措置期間中(令和7年5月末まで)の情報伝達

#### <厚生労働省告示第百九十六号(抜粋)>

(略)この告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のもの(※)が同日から起算して五年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される食品衛生法施行令第一条に規定する材質の原材料であって、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる。

#### ※「同様のもの」とは

告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料に限る。)をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

#### 経過措置期間中の情報伝達の考え方

経過措置の規定に基づき、営業者は、食品衛生法第50条の4に規定されるポジティブリスト制度の適合に関する情報伝達に当たり、取り扱う製品が施行日より前に製造等されていた器具又は容器包装と「同様のもの」であることを説明することとなる。

## 5. 器具・容器包装製造事業者の届出制度(令和3年6月1日施行)

### (1) 背景

- 食品衛生法においては、地方自治体が器具及び容器包装の製造事業者を把握する仕組みがない
- ポジティブリスト制度の監視指導は、適正な原材料を使用し適正に製造管理しているかを確認することが効果的(最終製品を分析するものではない)。
- 地方自治体が器具及び容器包装の製造事業者を把握するため、届出等の仕組みが必要。

#### 法第57条（新設）

営業(第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めることにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(公衆衛生に与える影響が少ない営業)  
令第35条の2 法第57条第1項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。  
一～三 (略)  
四 器具又は容器包装(第1条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業  
五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

合成樹脂製以外の器具・容器包装の製造者、器具・容器包装の輸入者又は販売者は届出が不要

### ➡ 合成樹脂製器具・容器包装の製造事業者は届出が必要

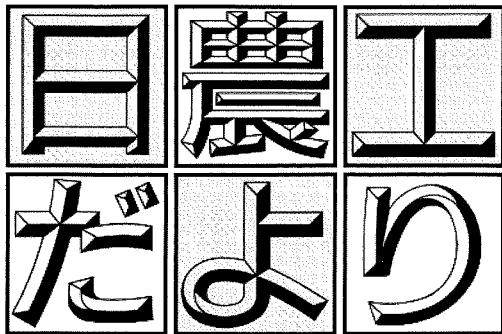
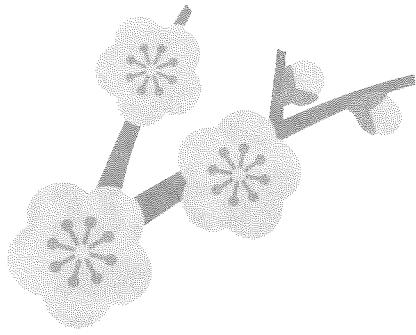
### (2) 器具・容器包装製造事業者の具体的な届出事項

項目	
1	届出者の氏名(ふりがなを付す。)、 生年月日及び住所(法人にあつてはその名称(ふりがなを付す。)、 所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。))
2	施設の所在地(自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)
3	営業の形態及び主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報

届出の対象となるのは、以下の営業者

- ・器具(部品を含む)を製造する営業者
- ・食品等を製造する営業者に納入される直前の容器包装を製造する営業者
- ・器具又は容器包装の製造を委託している場合は、委託する者及び委託先ともに対象

以上  
(日農工 松本)



## 令和3年新年賀詞交歓会の開催の中止について

令和3年1月8日(金)に開催を予定しておりました、新年賀詞交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大が続く状況に鑑み、中止となりました。

一日も早く事態が収束し、皆様と直接お目にかかる日がくることを心から願っております。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 《秋の叙勲受賞のお知らせ》

◆令和2年秋の叙勲において、有光工業株式会社の有光幸紀社長が旭日単光章を受章されました。ご受章誠におめでとうございます。

今後の主なスケジュール
◇令和3年3月24日(水) 理事会 機械振興会館(東京都港区芝公園)
◇令和3年5月25日(火) 定時総会・従業員功労表彰式 八芳園(東京都港区白金台)
◇令和3年10月28日(木) 地方大会 ロイトン札幌(北海道札幌市)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、Web会議での開催や、開催中止等の判断をさせていただく場合もございます。

### 《日農工事務局人事情報》

◆令和2年12月1日付で吉村英敏(よしむら・ひでとし)が総務課係長に昇格いたしました。

### ■投稿写真を募集中！

ひまわりでは「フォトギャラリー」に掲載する投稿写真を募集しています。  
デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真データと一緒に、①タイトル ②コメント ③名前(ご希望の方はPN) ④ご連絡先 を明記の上、広報委員会までメールにてご応募ください。

【応募先】(一社)日本農業機械工業会 広報委員会 E-mail : sunflower@jfmma.or.jp

※詳しくは日農工のホームページをご覧ください。 <http://www.jfmma.or.jp/himawari.html>

除雪機  
による

# 事故を防ごう！

## 人がいる時は 使わない！

作業中は、絶対にまわりに  
人を近づけない。



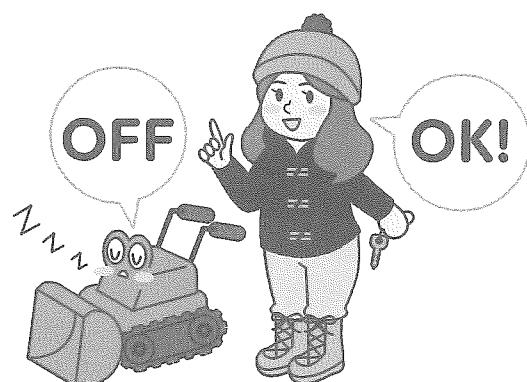
## 雪かき棒を 使って！

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを  
止めて必ず雪かき棒を使う。



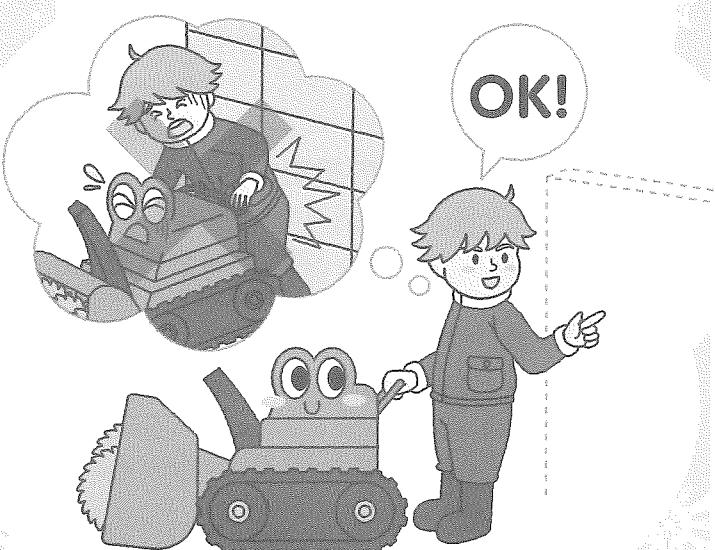
## エンジンを掛けた まま離れない！

作業の時以外は、  
必ずエンジンを止める。



## 後方注意！

後進する時は、足もとや  
後方の障害物に気をつける。



使用者の責任において、正しく、安全に作業しましょう。

必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解してください。  
搭載された安全機構の使い方を理解し、正しく使用してください。  
除雪機安全協議会では「歩行型除雪機の安全規格」を策定し、  
普及に努めています。

除雪機安全協議会

<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(事務局：(一社)日本農業機械工業会)

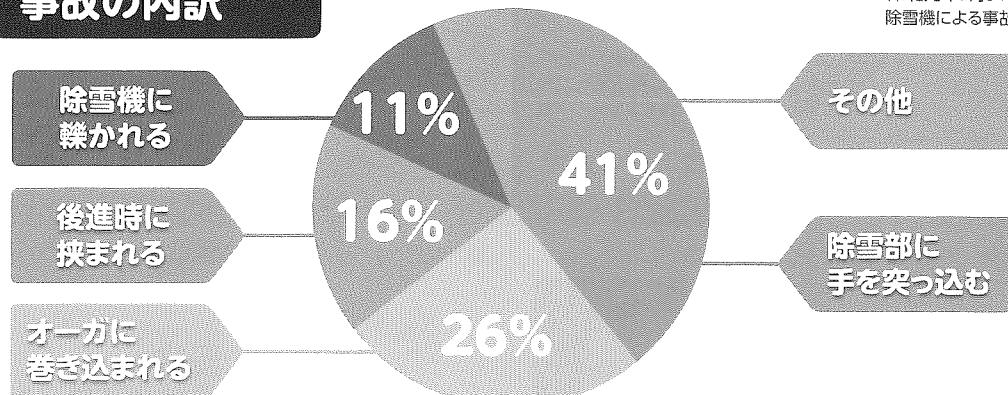
除雪機安全協議会

検索

# 除雪機を安全にお使い頂くために

## 歩行型ロータリ除雪機使用中の4大事故要因

### 事故の内訳



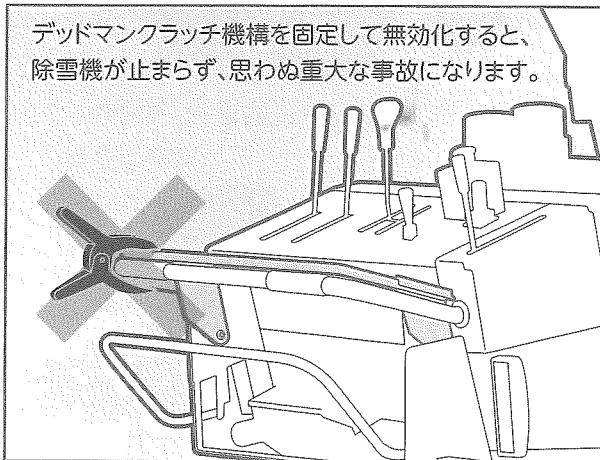
出典：消費者安全調査委員会 報告書  
(令和元年5月31日公表)  
除雪機による事故の件数より

除雪中の事故が起こる原因を知り、正しく使用してください。

## 除雪機を安全にお使い頂くために

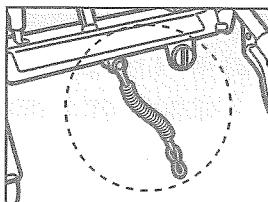
※詳しくは、お使いの除雪機の取扱説明書をご確認ください。

デッドマンクラッチ機構を固定して無効化すると、除雪機が止まらず、思わぬ重大な事故になります。



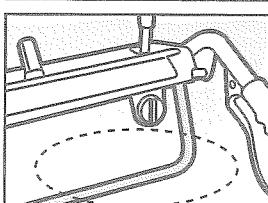
### デッドマンクラッチ機構

手を離すと自動的に除雪機が止まる、大切な安全機構です。器具で固定したり、ひもで縛ったりして無効化するのはやめましょう。



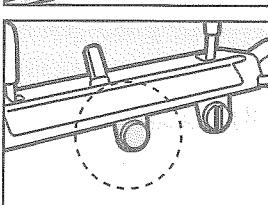
### 緊急停止クリップ

作業時には必ずクリップを体に付けてください。クリップを体に付けておけば、機械から離れた時に停止させることが出来ます。



### 緊急停止バー

バーを押すとクラッチが切れ機械が停止します。



### 緊急停止ボタン

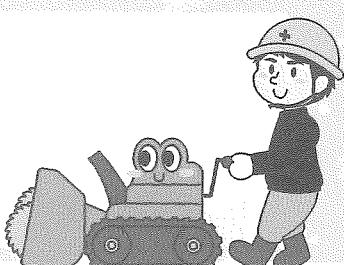
ボタンを押すと機械が停止します。

安全機構の無効化は非常に危険です。絶対に改造しないでください。

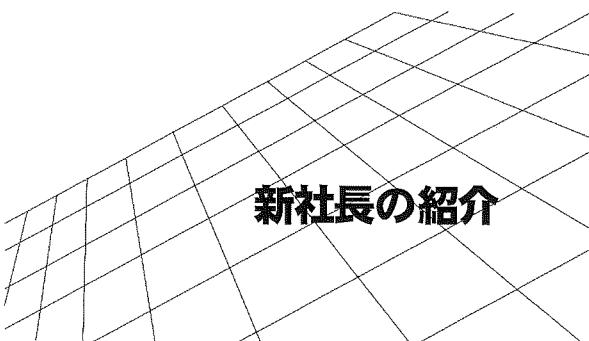


## 注意喚起事項

- 作業前には取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解する。
- 雪詰まりを取り除く時は、エンジンを止めて、必ず雪かき棒を使う。
- 回転部に近づく時は、必ずエンジンを止める。
- 後進する時は、足もとや後方の障害物に気をつける。
- 雪を飛ばす方向に注意する。作業中は、絶対にまわりに人を近づけない。
- 安全機構が正しく作動しない状態では絶対使用しない。
- 定期点検を行う。特に安全機構が正常に動作するかを確認する。
- 古い機械(平成16年4月以前)にはデッドマンクラッチ機構が装備されていない機種もあります。



「除雪機をご使用の際には、各市町村で決められたルールに従って除雪作業を行ってください」

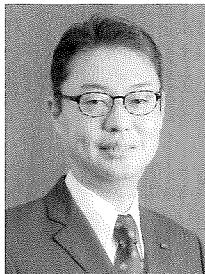


## 〈株式会社丸山製作所〉

内山剛治（うちやま・たかはる）氏  
が代表取締役社長に就任さ  
れました。

内山社長の主な経歴は、  
平成8年4月 株式会社丸山  
製作所入社、平成18年2月

MARUYAMA U.S.,INC. 取締役副社長、平成18年  
10月 MARUYAMA U.S.,INC.取締役社長、平成23  
年7月 経営企画室長、平成23年12月 取締役、平  
成30年10月 管理本部長、平成30年12月 常務  
取締役、令和2年10月1日 株式会社丸山製作所  
代表取締役社長にご就任。



新社長に抱負を語っていただきました。

「企業としての社会的責任を果たすとともに、今後、  
時代に合わせて会社を変革していくかなくてはいけない  
という重責を担うこととなりますので、身が引き  
締まる思いです。基本的には社会に必要とされる企  
業であり続けなくてはならないということを前提に  
し、また、この度制定した社内外に向けてのコミッ  
トメントである『次の100年をつくる All for the  
Future』を常に意識し、『食』『水』『環境』『草ビ  
ジネス』を成長市場と捉え、チャレンジしていきたい  
と考えています。今後とも宜しくお願い申し上げま  
す。」

趣味は、格闘技観戦・料理  
千葉県出身、血液型はA型  
家族は、夫人、長女、長男

(本社所在地)

〒101-0047

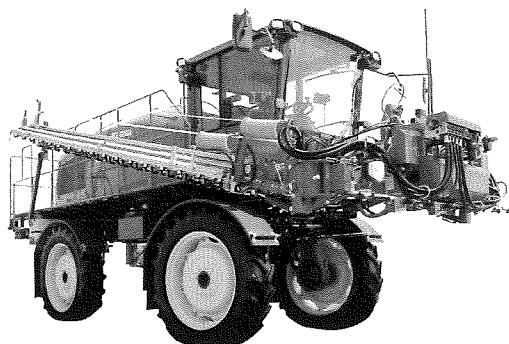
東京都千代田区内神田3丁目4-15

株式会社 丸山製作所

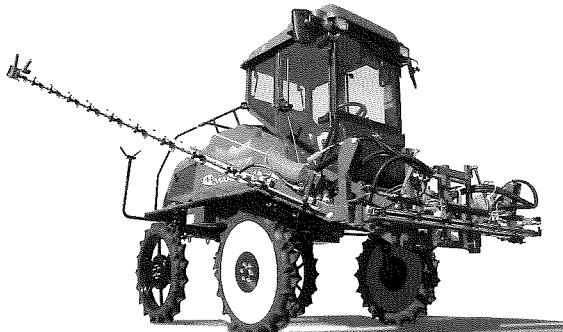
TEL(03)3252-2271 / FAX(03)3252-4724

**丸山** 防除機、刈払機、消火器、工業用ポンプ、エ  
ンジンポンプ、2サイクルエンジン

ホームページ <http://www.maruyama.co.jp/>



BSA-3000C



BSA-651C / 951C



SSA-Z650

# 編集後記

## 今そこにある危機 COVID-19

- ▽ 日農工の主な公式行事である5月の定時総会、10月の地方大会、1月の新年賀詞交歓会が令和2年度は残念ながら全て中止になってしまいました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響をもろに受けた結果ですが、東京オリンピックも延期になってしまうほどのパンデミックであり、2020年はコロナに始まり、コロナに終わったと言っても過言ではないですね。
- ▽ 発生から約1年が経過しましたが、未だに収束の兆しが見えず、これが通常化してしまうのではないか、危機と同居のNew Normalって嬉しくないです。  
最後は、自分の身は自分で守るしかないのですが、マスク、アルコール消毒、体温計、アクリルパーテーション、加えて簡易PCR検査（唾液採取で短時間）が低価格で手軽に受けられるようになりましたが、一日も早く安全で効果のあるワクチン接種の普及が待たれます。



事務所の入り口に設置した3点セット



アクリル板パーテイション

- ▽ 昨年12月中旬に機械振興会館地下3階のニュートーキョーで感染者が発生し、急遽、レストランを利用していた日農工職員を在宅勤務にしました。幸いにも、翌週には全員無事に出勤してきました。新型コロナウイルス感染はまったく他人事ではなく、まさに「今そこにある危機」そのものであることを強く再認識しました。  
長い闘いになりそうですが、有効なワクチンが普及するまでしばらく自粛するしかないですね。いまだかつて止まない雨はないし、過ぎ去らない台風はありませんから。

ひまわり 一日農工会報 Vol. 70／新春号

令和3年(2021年) 2月1日発行

発行人／ 田 村 敏 彦

発行所／一般社団法人 日本農業機械工業会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号(機械振興会館)

TEL 03-3433-0415/FAX 03-3433-1528

URL <http://www.jfmma.or.jp>

E-mail [sunflower@jfmma.or.jp](mailto:sunflower@jfmma.or.jp)